

## 役員等報酬規程

### (目的)

**第1条** この規程は、社会福祉法人心の会（以下「法人」という。）の役員等の報酬等について定めるものである。

### (定義)

**第2条** この規程でいう役員等とは、理事及び監事並びに評議員をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

### (理事会の出席報酬等)

**第3条** 理事及び監事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (理事の勤務報酬等)

**第4条** 理事長が理事会出席以外の日において、法人及び施設の運営のための業務に、あたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会出席以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (監事の報酬等)

**第5条** 監事が理事会出席以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (評議員会の出席報酬等)

**第6条** 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、理事を兼任する評議員の出席報酬等について、理事会及び評議員会が同日に開催される場合、出席報酬等はいずれか一方のみの支給とする。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

**第7条** 苦情対応第三者委員が法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

3 第1項に規定する業務は、苦情申出人又は苦情解決責任者からの求めに応じ立ち会った業務をいう。

**(出張旅費)**

**第8条** 役員等が、法人又は法人の運営する施設の業務のため出張する場合は、別に定める「旅費規程」に基づき旅費等を支給する。

**(適用除外)**

**第9条** 法人の運営する施設職員を兼務する役員には、この規程を適用しない。

**付 則**

この規程は平成29年6月16日開催の定時評議員会終了後より施行する。

別表1 (日額)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席	8,000円	会の開催地(沖縄本島又は久米島)が 役員の居住地(沖縄本島又は久米島) と同一の場合は1,000円 それ以外は実費
評議員会出席	8,000円	会の開催地(沖縄本島又は久米島)が 評議員の居住地(沖縄本島又は久米島) と同一の場合は1,000円 それ以外は実費

別表2 (日額)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長業務	10,000円	業務地(沖縄本島又は久米島)が理事 長の居住地(沖縄本島又は久米島)と 同一の場合は1,000円 それ以外は実費
理事業務	8,000円	業務地(沖縄本島又は久米島)が理事 の居住地(沖縄本島又は久米島)と同 一の場合は1,000円 それ以外は実費
監事監査指導	15,000円	業務地(沖縄本島又は久米島)が監事 の居住地(沖縄本島又は久米島)と同 一の場合は1,000円 それ以外は実費
苦情対応第三者委員	8,000円	1,000円